

「総量削減義務と排出量取引制度」 基準排出量決定申請書

（令和 5 年度申請用）

～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

東京都環境局
2023（令和 5）年 4 月

目次

はじめに	2
1 基準排出量決定の申請について	3
2 EXCELファイルの機能（使い方）	7
3 基準排出量決定申請書の記入例	10
4 基準排出量算定書の記入例	16
（告示第3号様式 その1）	16
（告示第3号様式 その2）	23
（別紙：事業所区分の確認用シート）	28
（別紙：小原単位建物の状況確認書）	30
5 補足資料 【日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)：大分類・中分類】	33
参考 基準排出量算定における根拠資料について	35
参考 「共用部分の取り扱い」	36
共用部分の判別フロー	37
共用部分の按分例	38
参考 用途区分の判断	41

はじめに

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号、以下「条例」という。）では、温室効果ガスの排出総量削減を義務付けておりますが、対象事業所における温室効果ガス削減量を算定するためには、その基準となる数値（基準排出量）及び削減義務率を決定する必要があります（基準排出量の算定方法等につきましては、「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」P109～125を御参照ください）。

基準排出量決定申請書は、基準排出量及び削減義務率を決定するために提出していただくものであり、対象となる事業所は削減義務がかかる「特定地球温暖化対策事業所」です。

この記入要領では、基準排出量決定申請書及び基準排出量算定書の作成方法について説明しますが、マイクロソフトのE X C E Lを利用することを前提として構成しています。E X C E Lファイルは、東京都環境局の総量削減義務と排出量取引制度のホームページ内（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/decision_appli.html）で公表いたします。ダウンロードして御利用ください。

「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」URL
（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.files/2023tokugasu_santei.pdf）

1 基準排出量決定の申請について

○ 対象となる事業所

1. 「特定地球温暖化対策事業所」となった事業所

過去2年度の原油換算エネルギー使用量が連続して1,500キロリットル以上の事業所については、その翌年度も1,500キロリットル以上であった場合に特定地球温暖化対策事業所となる旨の通知書を東京都より送付して指定を行います。

2. 「事業所区域の変更申請」を行う事業所

事業所区域の変更申請に当たっては、併せて基準排出量の決定申請を行う必要があります。

○ 提出期限

2023年9月末日まで

○ 提出書類

《共通》

名 称	部 数	備 考
① 基準排出量決定申請書	1 部	この記入要領で説明いたします。
② 基準排出量算定書	1 部	この記入要領で説明いたします。
③ 特定温室効果ガス排出量に関する報告書 ・排出量の割合により区分決定する場合。	1 部 (該当する場合のみ)	用途面積割合では事業所区分を特定し難しい場合は、排出量の割合により区分決定することもできます。区分別用途ごとの排出量の割合を算定する様式です。 別途「特定温室効果ガス排出量に関する報告書 別紙2 特定ガス排出量に関する報告書(記載例)」を参照してください。
④ 小原単位建物の状況確認書 ・小原単位建物相当量を除外する場合。	1 部 (該当する場合のみ)	複数の建物を有する事業所において、その事業所の主たる事業以外の事業のみに使用されており、かつ、CO ₂ 排出原単位が一定値以下である比較的小規模な建物(小原単位建物)の排出量に相当する量を除外する小原単位建物相当量を算定する様式です。 この記入要領で説明いたします。
⑤ 特定温室効果ガス排出量算定報告書(2022 年度実績分) ※以下、算定報告書という。	1 部	対象事業所におけるエネルギー使用量を入力することで、特定温室効果ガスの排出量を算定する様式です。 別途、「特定温室効果ガス排出量算定報告書 記入要領」を参照してください。 事業所境界図や監視点図を別紙に作成した場合は、別紙もご提出ください。
⑥ 削減量等算定シート	1 式 (該当する場合のみ)	低炭素電力・熱の受入れ、高効率 CGS からの電気・熱の受入れに伴う削減量を算定する場合、外部供給の排出係数を算定

		する場合は、削減量等算定シートで削減量、排出係数を算定して特定温室効果ガス算定報告書に転記してください。削減量等算定シートは特定温室効果ガス算定報告書と合わせて提出してください。 ただし、削減量算定シートで外部供給の排出係数が算定できない場合は、別途、排出係数の根拠資料を提出してください。
⑦ 検証結果報告書（2022 年度実績分）	1 式	あらかじめ、東京都に登録された検証機関から「⑤算定報告書」の検証を受けてください。
⑧ 印鑑証明書	1 部	届出者の印鑑証明書を提出してください。ただし、次の場合は省略可能です。 ・他の手続きで既に提出していて、その記載内容に変更がない場合 ・国、地方公共団体である場合

基準排出量の決定方法ごとに A、B 又は C のいずれかを選択します。

《A 過去の排出量の平均値を基準排出量とする場合》

名 称	部 数	備 考
⑨-a 算定報告書 ・2019～2021 年度又は 2020～2022 年度の連続した 3 年度分 ・算定期間が 2 年度又は単年度であっても、3 年度分必要です。 ・2023 年度版の算定様式を用います。 ・添付の別紙資料、削減量等算定シートを含む。	各年度 1 部	別途、「特定温室効果ガス排出量算定報告書 記入要領」を参照してください。
⑩-a 基準排出量算定期間を 2 年度又は単年度分とする場合の理由を証明する書類	1 部 (該当する場合のみ)	この記入要領で説明いたします。
⑪-a 運用管理報告書 ・指定の翌年度から基準排出量決定申請の前年度までのうち、基準排出量算定に使用する年度で直近の 1 年度分 ・トップ（準トップ）レベル事業所認定申請を行う場合は、運用管理報告免除申請書を代わりにご提出ください。	1 式	別途、「運用管理報告書 記入要領」を参照してください。 なお、検証は不要です。

「紙」及び「電子データ」両方を提出して頂きます（電子データは①から⑤、⑨及び⑪）。

※オンライン申請登録済みの場合、「紙」での提出が必要な書類は、①、⑦、⑧です（ただし、①は⑧の提出がある場合のみ紙での提出が必要）。

《B 排出標準原単位を用いた算定値を基準排出量とする場合》

名 称	部 数	備 考
⑨-b 算定報告書 ・2020年度～2022年度の3年度分 ・2023年度版の算定様式を用います。 ・添付の別紙資料、削減量等算定シートを含む。	各年度1部 (該当する場合のみ※1)	別途、「特定温室効果ガス排出量算定報告書 記入要領」を参照してください。
⑩-b 基準排出量算定の根拠となる資料 ・床面積及び用途の内訳等を示す根拠資料	1式	この記入要領で説明いたします。

「紙」及び「電子データ」両方を提出して頂きます（電子データは①から⑤及び⑨）。

※オンライン申請登録済みの場合、「紙」での提出が必要な書類は、①、⑦、⑧です（ただし、①は⑧の提出がある場合のみ紙での提出が必要）。

※1 削減義務対象の事業所の区分が、「区分Ⅰ－2（事業所の全エネルギー使用量に占める熱供給事業所等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの）」又は排出量の割合により区分決定するため「③ 特定温室効果ガス排出量に関する報告書」を提出する場合

《C 事業所区域変更に伴う算定値を基準排出量とする場合》

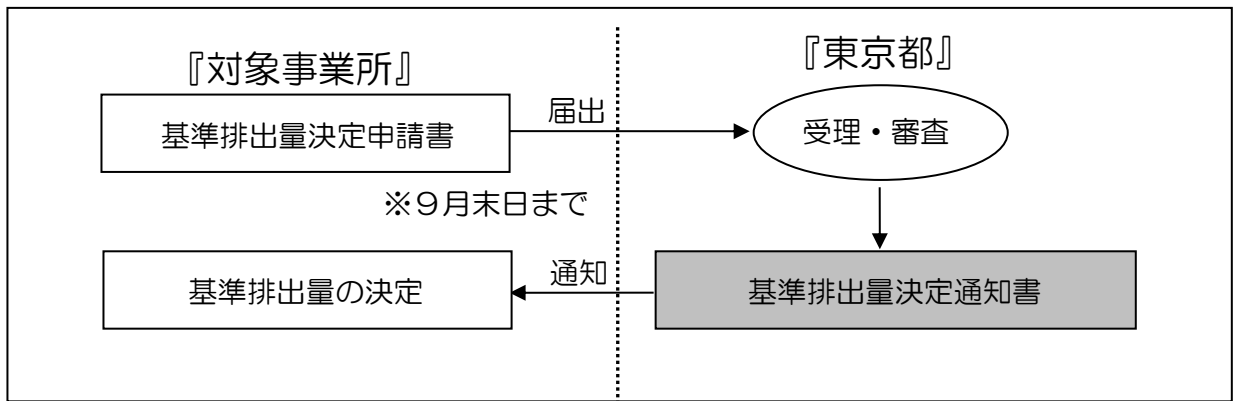
名 称	部 数	備 考
⑨-c 基準排出量算定の根拠となる資料 ・床面積及び用途の内訳等を示す根拠資料 ・算定データ	1式	この記入要領で説明いたします。
⑩-c 運用管理報告書 ・事業所統合のうち、指定地球温暖化対策事業所の排出量を、実測値を用いて算定する場合。 ・基準排出量算定に使用する期間1年分	1式 (該当する場合のみ)	別途、「運用管理報告書 記入要領」を参照してください。 なお、検証は不要です。

「紙」及び「電子データ」両方を提出して頂きます（電子データは①から⑤及び⑩）。

※オンライン申請登録済みの場合、「紙」での提出が必要な書類は、①、⑦、⑧です（ただし、①は⑧の提出がある場合のみ紙での提出が必要）。

基準排出量が決定したら、条例第5条の13第5項に基づき、「基準排出量決定通知書」を送付します。

基準排出量決定に係る手続フロー



2 EXCELファイルの機能（使い方）

EXCELファイルへの入力は、まず、入力するシートを確認した上で、適正な手順（順番）で行ってください。

（１）EXCELファイルのダウンロード

EXCELファイルをダウンロードして使用する際は、一度手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。保存する際、パソコンのセキュリティ設定等によってはパスワードの入力を求められることがあります。その場合は、キャンセルを何度か押す、何度かやり直してみる、他のパソコンから行う、などを試すことで、パスワードを入力しなくてもダウンロードできるようになります。

（２）EXCELへの入力

都から提供するEXCELファイルには保護がかけられており、一部を除き行の挿入やフォント変更などの書式の変更ができません。また、入力する枠にも一部に制限がかけられています。

事業者様は、入力可能な黄色又は薄黄色のセルに文字や数値等を入力してください。白いセルについては入力不可となっていますが（※申請書は白いセルも一部入力可能）、入力可能セルに入力した値が自動的に反映されます。詳細は、個々のシートの記入要領を御確認ください。

（３）コメントの表示／非表示

EXCELファイルには入力を補助するためにコメントを使用しています。EXCELの「表示」から「コメント」を選択すると、コメントの表示／非表示を切り替えることができます。

（４）ファイル形式等の改変禁止

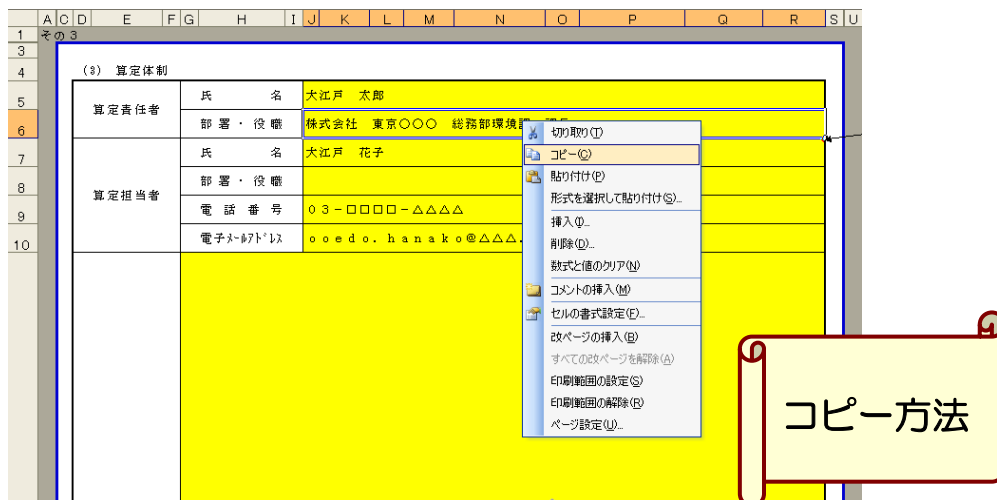
東京都では、提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、提出されるファイルには、ブックに独自の保護を掛けたり、シート・セルにリンクを張ったり、シート名の変更等改変を行わないでください。入力に際して不都合があれば、お問い合わせください。

（５）セル内の改行

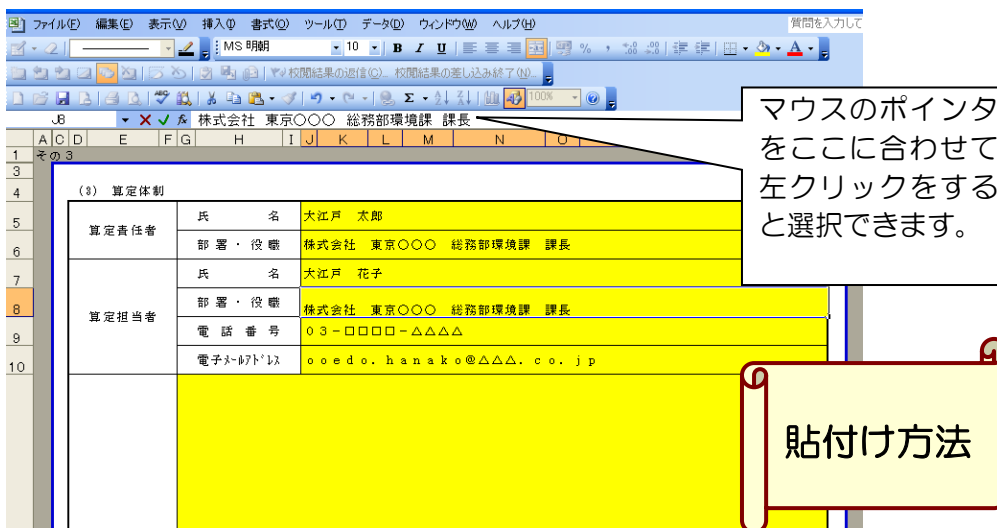
「Alt」キーを押しながら「Enter」キーを押すと、セル内できれいに改行できます。

(6) コピー&貼り付け（文字単位でのコピー）

単純なセルのコピーや貼付けは行わないで下さい。ここでは文字単位でのコピーについて説明します。文言等を他のセルでも使用する場合は、再利用する文字のみを選択して、マウスの右クリック（若しくは「Ctrl」キーを押しながら「C」キーを押す）を使い、次に示した方法でコピーしてください。



コピーした文字列を貼り付けるには、貼り付けたいセルをダブルクリックした後に、セルの中を選択してから、マウスの右クリック操作により行います。あるいは、次に示すようにセルの内容を示す「fx」の横にある白枠を選択し、貼り付けることでもできます。



(7) コピー&貼り付け（セル単位でのコピー）

EXCEL 様式には保護がかけられており、基本的に単純なコピー&貼付けができません。

そこで、共通箇所を部分的にコピーしてEXCEL 様式に貼り付ける方法について、次に説明します。

ア) 共通箇所のコピー

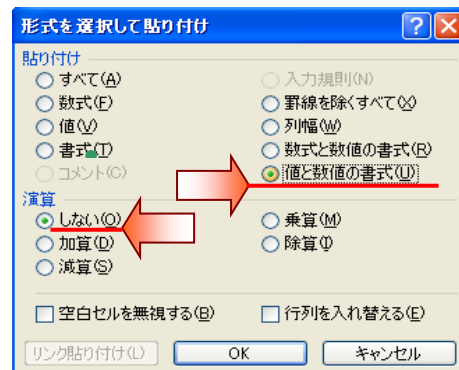


- ①まず、コピーしたいセルを選択します。
- ②コピーします。（この例では、マウスの右クリックでコピーしています。）

イ) データ貼り付け



- ③データを貼り付けたいセルを選択します。
- ④「形式を選択して貼り付け」を選択します。
- ⑤右画面（形式を選択して貼り付け）が立ち上がるので、画面のように「値と数値の書式」又は「値」を選択します。
- ⑥OKを押すとデータが貼り付けられます。



3 基準排出量決定申請書の記入例

セルの色分けはありません。入力が必要な箇所のみ記入してください。

※記入例

区分所有など、申請者が複数存在する場合は、申請者のうち一名を記入し捺印してください。この場合は、赤点線のセルのプルダウンから「申請者（他の申請者は別紙「申請者一覧」のとおり）」を選択してください。

なお、「事務手続の委任」を行う場合は、代理人の住所・氏名を入力しますが、ここで入力した代理人が申請者（義務者）も兼ねるときは「申請者兼別紙「申請者一覧」記載の者の代理人」を選択し、代理人を義務者以外の者とするときは別紙「申請者一覧」記載の者の代理人」を選択してください。なお、「申請者一覧」の記入例はP12を参照してください。

新たに特定地球温暖化対策事業所となった事業所は「第5条の13第3項」、事業所区域の変更申請を行う事業所は「第5条の13第4項」をプルダウンで選択してください。

その i

2023 年 7 月 7 日

事務手続の委任を行う場合でも、**代理人の捺印は必須です。**

申請者
住所氏名
東京都千代田区□□町一丁目1番1号
株式会社 東京○○○
代表取締役 □□□□
代表者印

（法人にあっては名称、代表者の氏名）
及び主たる

基準排出量決定申請書

法人の場合、上側のセルに法人名称、下側のセルに代表者の役職及び氏名を入力してください。個人の場合は、下側のセルに氏名を入力してください（上側は空欄としてください。）。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の13第3項の規定により、次のとおり基準排出量の決定を申請します。

事業所の名称	新宿○○ビル	
事業所の所在地	新宿区西新宿二丁目8番1号	
指定番号	△△△△△△△△△△ 指定通知書に記載の4けたの指定番号を記入してください。	
基準排出量算定書	別添のとおり	
検証結果	別添のとおり	
連絡先	会社名	株式会社 東京○○○
	郵便番号	○○○-△△△△
	住所	東京都千代田区□□町一丁目1番1号
	所属名	総務部環境課
	担当者名	大江戸 花子
	電話番号	03-□□□□-△△△△
	FAX番号	03-△△△△-○○○○
	メールアドレス	ooedo.hanako@△△△.co.jp
	備考	

※受付欄

※この欄には、何も記入しないでください。

その ii

その iii

その iv

その v

平成28年4月版

その i：提出年月日、住所、氏名、押印

「年月日」

実際に東京都へ提出する日を記入します。

「住所・氏名・押印」

申請者の情報を記入します（法人の場合は、「住所」には本拠地の住所を、「氏名」には法人名とその代表者の氏名を記入します。なお、印鑑については法務局に登録している代表者印を押印してください。）。

※ 申請者が複数の場合は、別途「申請者一覧」を添付します。記入例に関しては次頁を参照してください。なお、申請者一覧の書式は、同 EXCEL ファイルの別シートを参照してください。

その ii：事業所の名称・所在地

「事業所の名称」

事業者名ではなく、事業所の名称（建物が複数の場合にあっては、その総称又は連名）を記入してください。通常（届出により事業所の名称を変更していない場合）は、「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」記載の事業所の名称となります。

「事業所の所在地」

建築確認申請等で記載されている、事業所の所在地（住居表示が基本）を記入してください。建物が複数ある場合で、それぞれ住所が異なる場合には、代表となる住所を記載してください。通常（届出により事業所の所在地を変更していない場合）は、「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」記載の事業所の所在地となります。

その iii：指定番号

「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」記載の4桁の指定番号を入力してください。

その iv：添付書類

「基準排出量算定書」

基準排出量算定書は申請書と合わせて提出が必要です。なお、基準排出量算定書の記入例は、P 16で説明します。

「検証結果」

基準排出量算定書には、登録検証機関の検証結果報告書を添付してください。

その v：連絡先

連絡先には問合せ等の窓口となる方の、連絡先の住所、部署、担当者氏名、連絡先（電話、FAX、メール）、備考を記入してください。必ずしも（その i）で記載した会社に所属している方でなくとも結構です。この書類についての問合せに責任をもって対応できる方を記載してください。

※申請者が複数存在する場合の添付書類

※記入例

こちらを添付される場合は、割印を押してください。

申請書(P10) (そのi)に入力した申請日が自動入力されます。

2023 年 **7** 月 **7** 日

そのvi

基準排出量決定申請書の申請者一覧

(住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び、前回の届出又は申請以降、氏名等の変更がある場合は、前回の届出又は申請以降、氏名等の変更がある)

基準排出量決定申請書の申請対象となる事業所

名称 : **新宿〇〇ビル**

所在地 : **東京都新宿区西新宿二丁目8番1号**

住所 **東京都 港区 〇〇町一丁目1番1号**

氏名 **株式会社 〇〇商事**
代表取締役 〇〇〇〇

住所 **東京都 中央区 〇〇町一丁目1番1号**

氏名 **株式会社 △△不動産**
代表取締役 △△△△

☐ 事業所の名称等の変更あり

☐ 筆頭申請者の氏名等変更あり

☒ **代表者印**

☐ 氏名等変更あり

☒ **代表者印**

☐ 氏名等変更あり

法人の場合、上側のセルに法人名称、下側のセルに代表者の役職及び氏名を入力してください。個人の場合は、下側のセルに氏名を入力してください(上側は空欄としてください。)

義務者となる方**全員分**を記入してください。また、記入欄は飛ばさずに、上から順番に記入してください。ただし、申請書(P10)の右上に記入した方はここでの記載は不要です。

※義務者である方の記名・捺印をしてください。
(ただし、事務手続の委任を行うために「委任状」を添付する場合、あるいは過去の届出等で「委任状」を既に提出している場合は、捺印不要です。)

氏名 **印刷範囲の初期設定が7名までとなっています。8名以上記入する場合は、印刷範囲を拡大して使用してください。**

☐ 氏名等変更あり

そのvi：申請者の住所、氏名、押印

（その i）で記入した申請者以外の所有者の情報を記入します（法人の場合は、「住所」には本拠地の住所を、「氏名」には法人名とその代表者の氏名を記入します。なお、印鑑については法務局に登録している代表者印を押印してください。）。

- ※ 「事務手続の委任」を行う場合、あるいは過去の届出等で「事務手続の委任」を行った場合は、ここでの押印は不要です。
- ※ 申請者は、入力欄を飛ばさずに、必ず上から順番に入力してください。
- ※ 申請者の入力、用紙 1 枚に収まらない場合は、EXCEL 様式上の印刷範囲を拡大してください。（印刷境界の下側をドラッグすることで拡大できます。）なお、入力欄は最大 200 名分用意しています。

※事業所情報等に変更がある場合の記入例

基準排出量決定申請書の申請者一覧

そのⅦ

(住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。)

☑は、前回の届出又は申請以降、氏名等の変更があった場合に選択する。)

基準排出量決定申請書の申請対象となる事業所

名称 : **新宿〇〇ビル**

申請書(1枚目)に記載の事業所情報に変更がある場合は、「事業所の名称等の変更あり」にチェックし、変更内容をプルダウンで選択してください。

所在地 : **東京都新宿区**

事業所名称等の変更事項	前回の届出時の事業所名称	☒ 事業所の名称等の変更あり
筆頭申請者の変更事項	前回の届出時の法人名、代表者名	☒ 筆頭申請者の氏名等変更あり

住 所 都 区

氏 申請書(1枚目)に記載の義務者情報に変更がある場合は、「筆頭申請者の氏名等変更あり」にチェックし、変更内容をプルダウンで選択してください。

印

☐ 氏名等変更あり

住 所 **東京 都 港 区 〇〇町一丁目 1 番 1**

氏 名 **株式会社 〇〇商事**
代表取締役 〇〇〇〇

印

変更前の情報	前回の届出時の住所	☒ 氏名等変更あり
--------	-----------	---

申請書(1枚目)に記載以外の義務者情報に変更がある場合は、「氏名等変更あり」にチェックし、変更内容をプルダウンで選択してください。

※住所が変更になった場合の例を示しています。その場合「**前回の提出時の住所**」を選択します。

印

☐ 氏名等変更あり

住 所 都 区

氏 名

印

☐ 氏名等変更あり

住 所 都 区

氏 名

印

そのvii：事業所や事業者の氏名・所在地等の変更について

事業所や事業者の氏名・所在地等に変更があった場合、変更があった日から 30 日以内に書面での届出が必要です。しかし、以下の変更については、本書面提出の 30 日前までの事象であれば、「事業所の名称等の変更あり」「筆頭申請者の氏名等変更あり」「氏名等変更あり」にチェックを付けていただくことにより、変更に関する届出の提出は不要となります。

【対象となる変更事象】

- ・事業所の名称又は所在地
- ・事業者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

※ 上記の場合でも、本書面の提出予定日が、変更があった日より 30 日よりも後となる場合は、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」を提出してください。

※ 義務者ではなく、「事務手続の委任」を受けた方に変更があった場合は、委任状の再提出が必要です。ここにはチェックしないでください。

- ・申請書（1 枚目）に記載の事業所に変更があった場合、「事業所の名称等の変更あり」にチェックを付け、変更内容をプルダウンにより選択してください。
- ・申請書（1 枚目）に記載の義務者の方に変更があった場合、「筆頭申請者の氏名等変更あり」にチェックを付け、変更内容をプルダウンにより選択してください。
- ・申請書（1 枚目）に記載の方以外の義務者に変更があった場合、それぞれの記載欄の「氏名等変更あり」にチェックを付け、変更内容をプルダウンにより選択してください。

※ 所有権の移転や、義務者でない所有者に関する変更等の場合は、書面（「指定地球温暖化対策事業者変更届」、「所有事業者変更届」）による変更の届出が必要です。ここにはチェックしないでください。

4 基準排出量算定書の記入例

黄色（必須入力）及び薄黄色（必要に応じて入力）のセルを記入してください。

（告示第3号様式 その1）

基準排出量算定書

※記入例

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者の氏名

氏名（法人にあっては名称）	
株式会社 東京〇〇〇	
その1-①	
東京都に届出を行っている、義務者全員を入力してください。また、欄が不足する場合には、シート「その1-2」に記入してください。	
この2項目をプルダウンで選択すると、白いセルが自動入力されます。	

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		新宿〇〇ビル		その1-②	
事業所の所在地		東京都新宿区西新宿二丁目8番1号		その1-③	
業種等	事業の業種	分類番号	K69 K_不動産業_物品賃貸業	その1-④	
		産業分類名	不動産賃貸業・管理業	その1-⑤	
	事業所の種類	主たる用途	事務所		その1-⑥
		用途別内訳	建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)	基準年度	115,000 m ²
			事務所	基準年度	98,323 m ²
			情報通信	基準年度	m ²
			放送局	基準年度	m ²
			商業	基準年度	7,565 m ²
			宿泊	基準年度	m ²
			教育	基準年度	その1-⑦
			医療	基準年度	m ²
			文化	基準年度	m ²
			物流	基準年度	m ²
駐車場	基準年度	9,111 m ²			
工場その他上記以外	基準年度	m ²			
事業の概要		不動産の賃貸及びビル管理として、当該ビルを所有・管理している ・昭和58年4月竣工 ・地上50階、地下4階、14,500人が就業 ・地上50階及び地下1階は飲食、地下2～4階まで駐車場、 その他事務所		その1-⑧	
敷地面積		その1-⑦ 9,500 m ²	他人から供給された熱の使用割合 24.8 %		

平成28年4月改正版

その1ー①：指定地球温暖化対策事業者の氏名

表紙となる申請書（その i）と同様です。また、区分所有者など義務者が複数存在する場合は、全員分の氏名を記入してください。記入欄が不足する場合には、シート「その1ー2」に記入してください。なお、法人の場合は法人名のみ記入し（代表者名を記入する必要はありません。）、個人の場合は個人名を記入します。

その1ー②：事業所の名称・所在地

表紙となる申請書（その ii）と同じ内容を記入します。

その1ー③：事業の業種「分類番号」「産業分類名」

義務者の業種を記入してください。本記入要領の「5 補足資料」に記載している日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に従って、プルダウンで分類番号（左側：大分類、右側：中分類）を選択します。これにより、分類番号と産業分類名が自動的に表示されます。

義務者が複数いらっしゃる又は業種が複数ある場合は、事業規模として大きい業種を選択してください。

※ 熱供給事業所（分類記号が F 35）の場合は、面積に関係なく「第一区分事業所」になります。

その1ー④：主たる用途

記入する用途の種類は、次の用途別内訳欄を参考に記入してください。対象事業所でいくつかの用途がある場合は、その主たる用途を選択します。なお、「その1ー③」の事業の業種に関係なく、その対象事業所の建物等の用途を選択してください。例えば、業種が製造業であっても対象建物が本社ビルである場合は、「事務所」と記入します。

削減義務率を決定するため、対象事業所の主たる用途が規則第 4 条の 16 に規定する「主たる用途」であるかの判断には、ここに記載された「主たる用途」でなく、その1ー⑤における用途別内訳等により判断いたします。

その1ー⑤：建物の面積

建築確認申請等で記載されている、事業所の延べ面積（建物が複数の場合にあっては合計値）を用途ごとに「用途別内訳」に記入します。なお、延べ面積の合計が自動計算されます。

なお、熱供給事業所は熱供給先面積（住宅を含む）を「工場その他上記以外」に記入してください。

- ※ 様式での面積の表示は、小数点3けた目を四捨五入し、小数点2けたまでを表示しています。
- ※ 基準排出量の対象年度において床面積の増減があった場合の床面積は、月を単位として、変更があった日の翌月から変更後の床面積になったものとして、加重平均により算出します。例えば、基準排出量の対象年度の3年度目の6月に床面積が 30,000 m² から 32,000 m² に増加した場合には、基準排出量の対象年度の床面積は、 $(30,000 \text{ m}^2 \times 27 \text{ 月} + 32,000 \text{ m}^2 \times 9 \text{ 月}) \div 36 \text{ 月} = 30,500 \text{ m}^2$ となります。また、排出量が標準的でないと知事が認める年度があり、単年度または2年度を基準年度として基準排出量を決定した場合は、当該2年度の平均床面積を基準排出量の対象年度の床面積とします。

用途別内訳の床面積を基にして、削減義務率を決定させていただきますので、次の内容をよくお読みの上、記載願います。

(1) 削減義務率区分の決定基準

削減義務率の区分を決定する基準の一つとして、「主たる用途」が何であるかということがあります。「主たる用途」が表2の中欄「規則第4条の16に規定する用途（第一区分の用途）」で構成される事業所の削減義務率は第一区分（8%又は6%）で、それ以外の事業所の削減義務率は第二区分（6%）となります。

「主たる用途」が何であるかは、それぞれの用途における特定温室効果ガス排出量の比率で判断します。つまり、表2の中欄「規則第4条の16に規定する用途（第一区分の用途）」における特定温室効果ガス排出量の合計が、事業所全体の特定温室効果ガス排出量の半分以上を超えている場合は、第一区分事業所と判断します。

ただし、用途別の特定温室効果ガス排出量を算定することは煩雑な作業となるため、表2の中欄「規則第4条の16に規定する用途（第一区分の用途）」の床面積の合計が、事業所全体の床面積の半分以上を超えている場合は、第一区分事業所とみなすこともできます。ここで、「建物の延べ面積」に入力した数値をもとに、EXCEL上の別シート「事業所区分の確認用シート」に義務率区分の結果が表示されます。確認方法については、P28を確認して、御提出ください。

(2) 用途別内訳への記載

事業所における用途別の延べ面積を記入します。分類は表2を参考にして、該当する又はそれに類する場合はその用途としてください。なお、「主たる用途」が熱供給事業所となる場合は、熱供給先面積を「工場その他上記以外」に記入してください。

(3) 特定温室効果ガス排出量に関する報告書（以下「報告書」という。）の提出

この報告書は、削減義務率の決定を行うための資料です。表1のイ又はウに該当する事業所の事業者の方は、基準排出量決定申請書と併せて御提出できます。詳細は、別途「特定温室効果ガス排出量に関する報告書 記載要領」を御覧ください。

表1. 提出対象者

	区分別用途面積	温室効果ガス排出量の 区分別用途	提出の有無
ア	第一区分が半分以上	第一区分が半分以上	不要です
イ	第一区分が半分以上	第二区分が半分以上	提出できます
ウ	第二区分が半分以上	第一区分が半分以上	提出できます
エ	第二区分が半分以上	第二区分が半分以上	不要です
オ	東京都より提出依頼があった場合		必要となります

表2. 事業所の用途

事業所における用途（建築基準法の用途区分等）	規則第 4 条の 16 に規定する用途 （第一区分の用途）	基準排出量決定 申請書の記載対象 となる用途
事務所	事務所又は営業所	事務所
郵便局		
神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
地方公共団体の支庁又は支所	官公庁の庁舎	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの		
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	事務所	
建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 4 第 5 号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設 イ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設	情報通信施設	情報通信
映画スタジオ又はテレビスタジオ	情報通信施設	放送局
公衆浴場又は温泉保養施設	公衆浴場 又は温泉保養施設	商業
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	遊技場	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	百貨店、飲食店 その他の店舗	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
飲食店、食堂又は喫茶店		
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設		
料理店		
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー		
ダンスホール		
ホテル又は旅館		
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	社会福祉施設	
児童福祉施設等		
保育所その他これに類するもの	学校 その他の教育施設	教育
幼稚園		
小学校		
中学校又は高等学校		
養護学校、盲学校又は聾学校		
大学又は高等専門学校		
専修学校		

各種学校		学校	教育		
自動車教習所		その他の教育施設			
助産所		病院 その他の医療施設	医療		
診療所					
病院					
図書館その他これに類するもの		美術館、博物館 又は図書館	文化		
博物館その他これに類するもの					
体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場及びスポーツの練習場		体育館、競技場、 水泳プールその他の 運動施設			
劇場、映画館又は演芸場		映画館、劇場			
観覧場		又は観劇場			
公会堂又は集会場		集会場又は会議場			
展示場		展示場			
火葬場、斎場		斎場			
倉庫		倉庫	物流		
自動車車庫（駐車場）		駐車場	駐車場		
一戸建ての住宅		（対象外）	対象外		
長屋					
共同住宅					
寄宿舍					
下宿					
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの					
建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 4 第 5 号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設 ト 都市高速鉄道の用に供する施設					
		結婚式場又は宴会場	文化		
		遊園地、動物園、 植物園又は水族館			
		競馬場、競輪場、 小型自動車競走場 又はモーターボート 競走場			
		トラクタターミナル		物流	
				刑務所又は拘置所	事務所
		卸 売 市 場	事務所	事務所又は営業所	事務所
飲食店、食堂又は喫茶店	百貨店、飲食店その 他の店舗		商業		
物品販売業を営む店舗					
倉庫	倉庫		物流		
セリ場					
その他			工場その他		
工場			工場その他 （事務所併設の場 合、備考 1 を参 照）		
危険物の貯蔵又は処理に供するもの			工場その他		
畜舎					
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場					
と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設					

建築基準法施行令（昭和年政令第 338 号）第 130 条の 4 第 5 号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設 □ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する電気事業（同項第 7 号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供する施設		工場その他
ハ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 1 に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設		
ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設		
ホ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する施設		
ヘ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道の用に供する施設		
チ 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する熱供給事業の用に供する施設	熱供給事業所	
その他		

備考 1：当該用途とせず、他の用途に再配分する。

2：基準排出量決定申請書の記載対象となる用途の区分にかかわらず、専用の電源設備を有し、壁で完全に区切られた区画又は部屋であって情報通信機器専用の用途に用いられている床は、情報通信施設とする。

その1－⑥：事業の概要

事業所の概要（建物の形態、事業所の活動の概要等）を記入します。

その1－⑦：敷地面積

建築確認申請等で記載されている、事業所全体の敷地面積を記入します。なお、熱供給事業所、又は、電気供給事業所の場合、敷地面積は記入不要です。

※ 様式での面積の表示は、小数点3けた目を四捨五入し、小数点2けたまでを表示しています。

その1－⑧：他人から供給された熱の量の使用割合

事業所全体の原油換算エネルギー使用量における、他人から供給された熱に係る割合を記入します。E X C E L上の別シート「事業所区分の確認用シート」を入力することで、使用割合が自動的に表示されます。使用割合が、0の場合は、入力不要です。確認方法については、P28を確認してください。

＜他人から供給された熱の量の使用割合＞

$$\text{使用割合} [\%] = \frac{\text{他人から供給された熱に関する原油換算エネルギー使用量(基準年度における合計値)} [\text{kL}]}{\text{事業所全体の原油換算エネルギー使用量(基準年度における合計値)} [\text{kL}]} \times 100$$

- ※ 使用割合は、**小数点1けたまで算定してください**（小数点2けたは切り捨て）。
- ※ 事業所全体の原油換算エネルギー量は、算定報告書「その6」の「原油換算（kL）」の数値から、基準年度の数値を合計してください。
- ※ 標準的でない年度がある場合は、**その年度を除いた2年度又は単年度の数値の合計**としてください。
- ※ なお、他人から供給された熱に関する原油換算エネルギー使用量は、自動的に計算されないため、次のとおり算定し、基準年度の数値を合計してください。

＜他人から供給された熱に関する原油換算エネルギー使用量＞

$$\begin{aligned} \text{他人から供給された熱に関する原油換算エネルギー使用量} [\text{kL}] = \\ \text{他人から供給された熱量の合計} [\text{GJ}] \times 0.0258 [\text{kL/GJ}] \end{aligned}$$

- ※ 「他人から供給された熱量の合計」は、**「産業用蒸気」「産業用以外の蒸気」「温水」「冷水」の一次エネルギー換算後の熱量（GJ）の和**から算定できます。これらは、算定報告書「その6」に表示される数値を利用してください。また、使用量（左欄）及び熱量（右欄）共に単位はGJですが、一次エネルギー換算後が必要であるため、**熱量（右欄）の数値を使用してください**。

(告示第3号様式 その2)

※記入例

その2-①

年度は、「西暦」で入力してください。

(3) 指定年度

指定地球温暖化対策事業所 2020 年度

特定地球温暖化対策事業所 2023 年度

2 基準排出量の算定

(1) 基準排出量の算定方法及び算定に係る情報

過去の実績排出量の平均値を採用する場合は、こちらのチェックボックスを選択してください。

		単位：t（二酸化炭素換算）	
年度として する年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
温室効果ガス 年度排出量	10,000		11,000
年度の排出量の 平 均 値	10,500		

その2-②

●過去の実績排出量の平均値
(条例第5条の13第1項第1号又は第2号アの量)

排出量が標準的でない年度	●なし	○あり	2021 年度
当該年度の排出量	5,000 t（二酸化炭素換算）		
当該年度の排出量が標準的でない理由	当該年度において、大規模なテナントの入れ替えがあり、事務所の約半分の床面積について、半年間改修工事を行っていたため。		

「あり」を選択した場合、該当年度は空白としてください。

排出標準原単位を用いた算定値を採用する場合は、こちらのチェックボックスを選択してください。

○排出標準原単位を用いる方法により算定する量（条例第5条の13第1項第2号イ）

上記方法で記入しきれない場合はこの欄に追記します。
上記の方法による算定が困難である場合には、こちらを選択してください。
また、小原単位建物、事業所区域変更の申請を行う場合も、こちらのチェックボックスを選択してください。
必ず事前に東京都に御相談ください。

（※通常は選択できません。）

その他

その2-③

その2-④

(2) 基準排出量の算定結果

基 準 排 出 量 10,500 t（二酸化炭素換算）/年

その2-⑤

3 添付する書類

特定温室効果ガス排出量算定報告書（2020～2022 年度）

△別紙（

その2-⑥

△別紙（

△別紙（

△別紙（

△別紙（

備考 △印の欄には、基準排出量算定書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

その2-①：指定年度

「指定地球温暖化対策事業所」

指定地球温暖化対策事業所として指定された年度を入力してください。

「特定地球温暖化対策事業所」

3年度連続で、前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500 k L 以上であり、特定地球温暖化対策事業所となった年度を入力してください。本年度は原則として 2023 年度となります。

その2-②：過去の実績排出量の平均値

過去の実績排出量の平均値を採用する場合は、左側のチェックボックスをオンにして、こちらの方法を選択してください。

なお、基準年度の排出量は第 2、第 3 計画期間の排出係数を用いて算定し直します。

「基準年度として選択する年度」

削減義務が開始する年度の直前の 4 年度のうちの、連続した 3 年度を選択して入力してください。

「特定温室効果ガス年度排出量」

基準年度の算定報告書から、特定温室効果ガス年度排出量の数値を転記してください。なお、排出量が標準的でない年度に該当する場合は、該当年度の欄は未記入としてください。

※ 第 2、第 3 計画期間の排出係数を用いて算定した排出量を記入します。

※ 低炭素電力、高炭素電力、低炭素熱、高効率コージェネレーションシステムからの受入れに関する削減量・排出量について、基準年度は算定しません。

「排出量が標準的でない年度」

通常は、「なし」を選択しますが、要件に合致し、ある年度の排出量が標準的でないと認められる場合は「あり」を選択し、該当年度を入力することができます。

規則第 4 条の 17 第 1 項及び第 2 項の特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が認める年度とは、次のア及びイの 2 つの要件のいずれにも該当する年度が該当します。

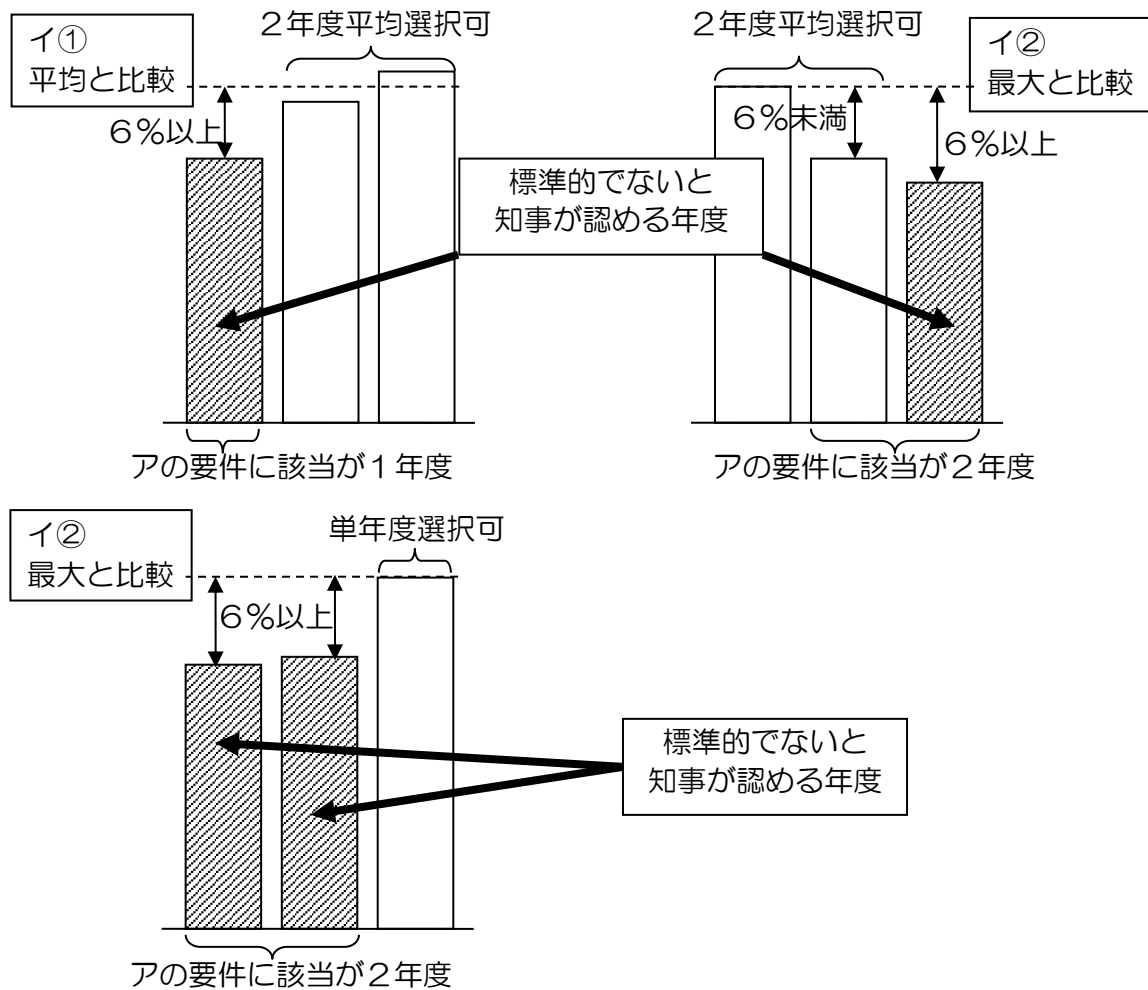
ア 次のいずれかの状況にあること。

- ① 改修工事の実施により、長期間使用されない部分が相当程度ある状況
- ② 事業所の活動開始時であって、活動の稼働率が極端に低い状況（例：新築ビルの立上げ時であって空室率が極端に高い状況、データセンターの立上げ時でサーバー機器の設置が極端に少ない状況）
- ③ 削減義務期間の開始年度の 4 年度前から前年度までに削減対策の効果が現れたために排出量が減少した状況
- ④ 当該年度又は基準排出量の対象年度のうちの後年度に床面積又は設備が増加したことにより、結果的に後年度と比べて排出量が低い水準であった状況
- ⑤ その他これらに類すると知事が認める状況

イ アの①から⑤までの状況にあることを主な原因として、特定温室効果ガス年度排出量が次のいずれかの状態となっていること。

- ① アの要件に該当する年度を除く 2 年度分の特定温室効果ガス年度排出量の平均値と比べて 6 % 以上小さいこと。
- ② アの要件に該当する年度が 2 年度以上ある場合には、3 年度のうち最も特定温室効果ガス年度排出量の大きい年度と比べて 6 % 以上小さいこと。

第3計画期間の基準排出量決定の際に標準的でないと知事が認める年度のイメージ



「当該年度の排出量」

標準的でない年度の算定報告書から、特定温室効果ガス年度排出量の数値を転記してください。
なお、この数値は「特定温室効果ガス年度排出量」の欄には記入しないでください。

※ 第2、第3計画期間の排出係数を用いて算定した排出量を記入します。

※ 標準的でない年度も、算定報告書及び検証結果報告書の提出は必要です。

「当該年度の排出量が標準的でない理由」

標準的でない理由（アの状況にあったことの説明）を、こちらの欄に簡潔に説明してください。
また、この理由（アの状況にあったこと及びアの状況によりイの状況となったこと）を証明する書類を別途添付してください。

その2-③：排出標準原単位を用いる方法

排出標準原単位を用いた算定値を採用する場合は、左側のチェックボックスをオンにして、こちらの方法を選択してください。

「排出活動指標の種類」

表3における、事業所において該当する用途区分をプルダウンで選択してください。

「排出活動指標値」

その1-⑤で入力した、用途区分ごとの床面積を記入してください。

※ 共用廊下や機械室など表2では判断できない部屋等がある場合は、相談窓口へ御相談ください。

「排出標準原単位」

表3における排出標準原単位を入力してください。なお、「工場その他上記以外」については、排出活動指標の根拠となる資料を添付してください。

表3. 用途区分ごとの排出標準原単位

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第1計画期間	第2、3計画期間	[単位]
事務所	床面積[m ²]	85	100	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
事務所(官公庁の庁舎)	床面積[m ²]	60	75	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
情報通信	床面積[m ²]	320	380 (データセンター※1 610)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
放送局	床面積[m ²]	215	260	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
商業	床面積[m ²]	130	160 (食品関係※2 225)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
宿泊	床面積[m ²]	150	180	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
教育	床面積[m ²]	50	60 (理系大学等※3 95)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
医療	床面積[m ²]	150	185	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
文化	床面積[m ²]	75	90	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
物流	床面積[m ²]	50	55 (冷蔵倉庫等※4 90)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
駐車場	床面積[m ²]	20	25	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
工場その他上記以外※5	床面積[m ²]	排出実績値の95%		

※1 電気通信基盤充実臨時措置法(平成3年法律第27号)に定められた電気通信設備(非常用電源設備(無停電電源装置、非常用発電機)、サーバー、ルーター、スイッチ)と同等な設備を有する施設であって、人が常駐しない範囲

※2 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可範囲及び営業届出範囲

※3 平成27年度日本学術振興会科学研究費助成事業の申請に係る所属部局番号一覧のうち理系と判断される所属部局(所属番号400から600番台までの範囲を原則とし、これらに類すると東京都が認めた学部等を含む。)が使用する床の範囲

※4 第二計画期間に適用された電気事業法第27条に関連する削減義務率における第2号工と同様の範囲

※5 工場その他上記以外の排出標準原単位は、基準排出量決定時のみ用いる。

(その2-③を選択した場合の記入例)

	排出活動指標の 種 類	排出活動指標値	排 出 標 準 単 位	排出活動指標値 ×排出標準原単位
	●排出標準原単位を用いる方法により算定する量(条例第5条の13第1項第2号イの量)	事務所	98,320	100
商業		7,565	160	1,210
駐車場		9,111	25	227
				11,270
○その他	上覧で記載しきれない場合は、この欄に排出活動指標の種類、排出活動指標値、排出標準原単位を記載し、上覧の合計値との合計値を記載します。			

小数点2けたまで入力してください。

計算により得られた値が表示されます。

合算後に、小数点以下の切捨てを行っています。

その2-④：その他

その2-②又はその2-③の方法では基準排出量の算定が困難である場合、小原単位建物相当量を除外する場合、又は事業所区域変更に伴う算定の場合には、事前に東京都に御相談の上、認められた場合には、こちらのチェックボックスをオンにして、理由及び基準排出量算定の考え方などを入力してください。

その2-⑤：基準排出量の算定結果

当該事業所で採用する基準排出量の数値を入力してください。その2-②、その2-③又はその2-④の算定結果より、転記してください。

その2-⑥：添付する書類

その他添付書類がある場合、この欄に書類名称及び一連番号を記入してください。また、該当書類も同様に一連番号を記入して書類の参照を明確にしてください。

※ 基準排出量の算定に、その2-③を選択した場合は、前年度の算定報告書並びに床面積及び用途の内訳等を示す根拠資料を添付しますが、特に、削減義務対象の事業所の区分が、「区分Ⅰ-2(事業所の全エネルギー使用量に占める熱供給事業所等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの)」又は排出量の割合により区分決定するため「3. 特定温室効果ガス排出量に関する報告書」を提出する事業所にあつては、前年度を含む連続した3年度分の算定報告書を添付してください。

事業所区分の確認用シート

※記入例

※黄色のセルについて入力してください。
※白色のセルは自動計算されます。

1 事業所区分について

(1) 貴事業所は、建物の延べ面積の用途別内訳から判断すると

第一区分事業所 となります。

その3-①

(2) 判断基準に基づき貴事業所にて判断する事業所の区分は、第一区分事業所 であります。

【注意事項】

(1) 算定結果及び(2)選択した事業所区分が異なった場合、この欄に注意事項が表示されます。
(同一の場合は何も表示されません。)

2 他人から供給された熱の供給割合の計算

その3-②

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
事業所全体の原油換算[kl]	10,000		11,000
産業用蒸気[GJ]	30,000		50,000
産業用以外の蒸気[GJ]			
温水[GJ]			
冷水[GJ]			
他人から供給された熱の使用割合			9.8 %

備考 このシートは様式「その1」の事業の業種と延べ面積の用途別内訳欄を入力後に使用してください。

「特定温室効果ガス算定報告書」の様式その6における数値をそのまま入力してください。赤枠内に算定結果が表示されます。(算定結果は、様式その1とリンクしています。)

※このシートは、事業所区分及び熱の供給割合を確認するためのものです。

その3-①：事業所区分について

様式その1の事業の種類及び面積の両方を入力後、事業所区分をプルダウンで選択してください。

(1)は自動表示されます。(1)と(2)で選択した事業所区分が異なった場合、この欄に注意事項が表示されます(同一の場合は何も表示されません。)

その3-②：他人から供給された熱の供給割合の計算

各基準年度の「特定温室効果ガス算定報告書」の様式その6における数値をそのまま入力してください。

赤枠内に算定結果が表示されます(算定結果は、様式その1とリンクしています。)

指定番号	9999
事業所の名称	A大学 Bキャンパス

提出年度	2023	年度
------	------	----

小原単位建物の状況確認書

※黄色のセルについて入力してください。
※白色のセルは自動計算されます。

1 要件の確認

その4-①

(1) 事業所の主たる事業について

No.	建物の名称	当該建物の事業	面積 [㎡]	排出量 [t-CO ₂]	主たる事業に該当する建物
1	大学各館	大学又は高等専門学校	100,000	6,000	☒
2	高等学校・中学校	中学校又は高等学校	5,000	300	☐
3	小学校	小学校	1,000	100	☐
4					☐
5					☐
6					☐
7					☐
8					☐
9					☐
10					☐

その4-②

(2) 小原単位建物として排出量から除外する建物について

No.	建物の名称	当該建物の事業	面積 [㎡]	しゅん工 年月	主たる事業との関連性	原単位 [kg-CO ₂ /㎡]	小原単位 建物相当量 [t-CO ₂]	確認期間 ※1
1	高等学校・中学校	中学校又は高等学校	5,000	1979 年 3 月	無	25	125	3
2	小学校	小学校	1,000	2011 年 3 月	無	25	25	3
3				年 月				
4				年 月				
5				年 月				

基準排出量※2	10,500	t-CO ₂	除外する小原単位建物相当量の合計	150	t-CO ₂
			基準排出量に対する割合	1.428571429	%

※1 面積及びエネルギー使用量の確認を行った期間を次の期間選択して入力

- 1 基準年度のうちの1年度
- 2 しゅん工日を含む月の翌月から1年間
- 3 第3計画期間の基準排出量決定の前年度

※2 第3計画期間の基準排出量

その4-③

(3) 除外する小原単位建物相当量

基準排出量からの除外量		[t-CO ₂]
年度排出量からの除外量		[t-CO ₂]

小原単位建物の要件に適合しない場合、セルが赤色となります。セルが赤色となった場合は再確認をお願いします。

2 前回提出時からの変更の有無（2回目以降の提出時に記入すること。）

- ☐ 小原単位建物の床面積は、前回確認時から変更ありません。
- ☐ 小原単位建物の床面積に変更があったので、要件適合の確認をしてください。

その4-④

その 4-①：事業所の主たる事業について

事業所の全ての建物の状況について記載してください。記入欄が足りない場合は、事業ごとにまとめて記載してください。

その 4-②：小原単位建物として排出量から除外する建物について

小原単位建物として申請する建物の情報を記載してください。

原単位について、駐車場、倉庫（換気・照明のエネルギー使用が主であって、保管物の温度管理を常時行っていないものに限る。）、幼稚園、小学校及び中学校又は高等学校は、「小原単位建物における原単位」として、 $25\text{kg-CO}_2/\text{m}^2$ を使用することができます。

上記以外の場合の「小原単位建物における原単位」は、当該小原単位建物のエネルギー使用量の実測値により求めて使用してください。ただし、求めた「小原単位建物における原単位」が $25\text{kg-CO}_2/\text{m}^2$ を超える場合は、小原単位建物の要件を満たさないことになります。

なお、実測で求めた場合は水色のセルのプルダウンメニューから実測をお選びください。

その 4-③：除外する小原単位建物相当量

基準排出量と年度排出量の除外量をそれぞれ記載してください。

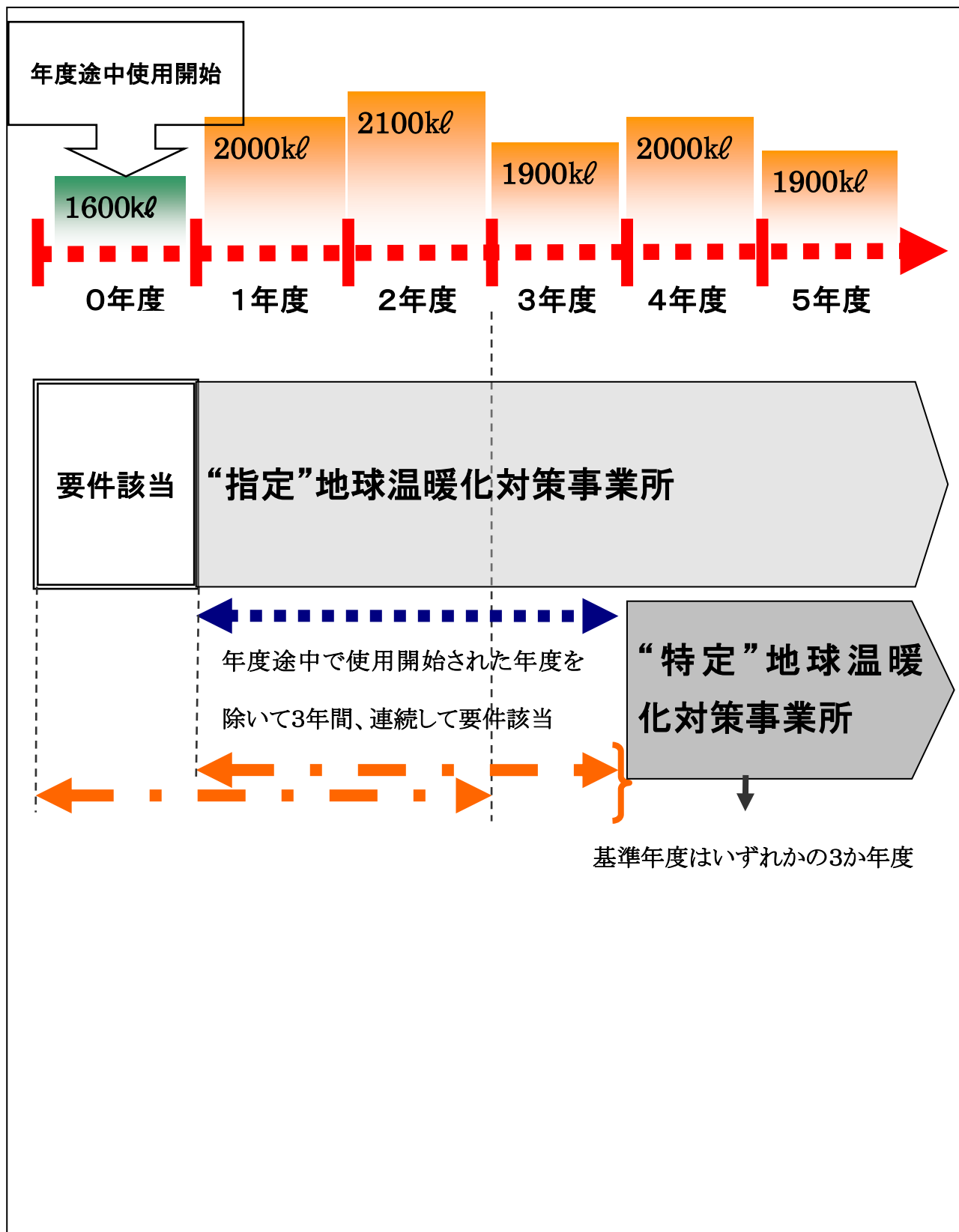
基準年度の途中に小原単位建物がしゅん工した場合の算定方法は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン P100 を御覧ください。

基準年度以降に小原単位建物がしゅん工、あるいは解体した場合の算定方法は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン P101 を御覧ください。

その 4-④：前回提出時からの変更の有無

要件確認を行った期間以降に小原単位建物の床面積に変化があった場合は、変化があった翌年度の地球温暖化対策計画書の提出時に改めて要件の確認を行います。

○ 過去の実績排出年度の設定について



5 補足資料 【日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)：大分類・中分類】

日本標準産業分類（１）

大分類		中分類	
A	農業, 林業	1	農業
		2	林業
B	漁業	3	漁業
		4	水産養殖業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	鉱業, 採石業, 砂利採取業
D	建設業	6	総合工事業
		7	職別工事業(設備工事業を除く)
		8	設備工事業
E	製造業	9	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業, 郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業(信書便事業を含む)

日本標準産業分類（２）

大分類		中分類	
I	卸売業，小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
		53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業，保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業，商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
K	不動産業，物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究，専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
		74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業，飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業，娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育，学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育，学習支援業
P	医療，福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業（別掲を除く）
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
S	公務（他に分類されるものを除く）	97	国家公務
		98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

参考 基準排出量算定における根拠資料について

（１）過去の実績排出量の平均値で基準排出量を決定する場合

「排出量が標準的でない年度」がある場合、以下のものが必要です。

- ・本記入要領 P24 アのいずれかの状況に該当していることを示す資料
- ・上記について、当該年度が標準的でないことを具体的に示す資料
 - ①の場合、工事期間及び使用されない面積
 - ②の場合、テナント入居状況やサーバー機器の設置状況等の経時的な変化
 - ③の場合、削減対策の効果の定量的な推定
 - ④の場合、床面積や設備の経時的な変化

（２）標準排出原単位で基準排出量を決定する場合

おおむね以下のとおりですが、適切な資料がない場合は御相談ください。

排出標準原単位で基準排出量を決定する場合に必要な根拠資料

確認項目	根拠資料
事業所内の延床面積	検査済証の写し等
用途別の延床面積	建築確認申請の写し等
公的資料と異なる個所がある場合	平面図、契約書の写し、写真等
建築確認申請等で読み取れない場合	事業所範囲から除く面積がある場合はその根拠資料
「理系大学」用途がある場合※	「日本学術振興会科学研究費助成事業の申請に係る所属部局番号一覧のうち理系と判断される所属部局（所属番号 400～600 番台）」に含まれていることを示す資料
商業（食品関係）用途がある場合※	① 食品営業許可書・営業届出の写し及び②食品営業許可・届出の範囲を示す資料（営業設備の概要の写し等）
「冷蔵倉庫」用途がある場合※	対象となる以下の設備を示す資料 食料・飲料卸売業（食料又は飲料を総合的に取り扱うものに限る。）の用に供される保管温度が常時摂氏 10 度以下に保たれている冷蔵室の用に供される需要設備。倉庫業法施行規則第 3 条第 1 号に規定する一類倉庫（定温管理が可能な空調装置又は設備を有するものに限る。）。倉庫業法施行規則第 3 条第 6 号に規定する貯蔵槽倉庫及び同条第 8 号に規定する冷蔵倉庫の用に供される需要設備。
「情報通信」用途がある場合※	①専用の電源設備を有していることを示す資料（単線結線図等）、及び②壁で完全に区切られていることを示す資料（平面図等）、及び③当該の床が情報通信専用の用途に用いられていることを示す資料（室内写真等）
「データセンター」用途がある場合※	「情報通信」の資料に加えて、①電気通信新基盤充実臨時措置法に定められた電気通信設備（非常用電源設備（無停電電源装置、非常用発電機）、サーバー、ルーター、スイッチ）から構成されていることを示す資料（仕様書、設備図面等）、及び②人が常駐していないことを示す資料（室内写真等）
機械室、廊下等の共用部の按分処理※	按分計算内容のわかる計算書（エクセルのファイルが望ましい。）

※当該用途がある場合、建築確認申請書の写しの他に、追加で根拠資料が必要となります。

（３）その他の場合

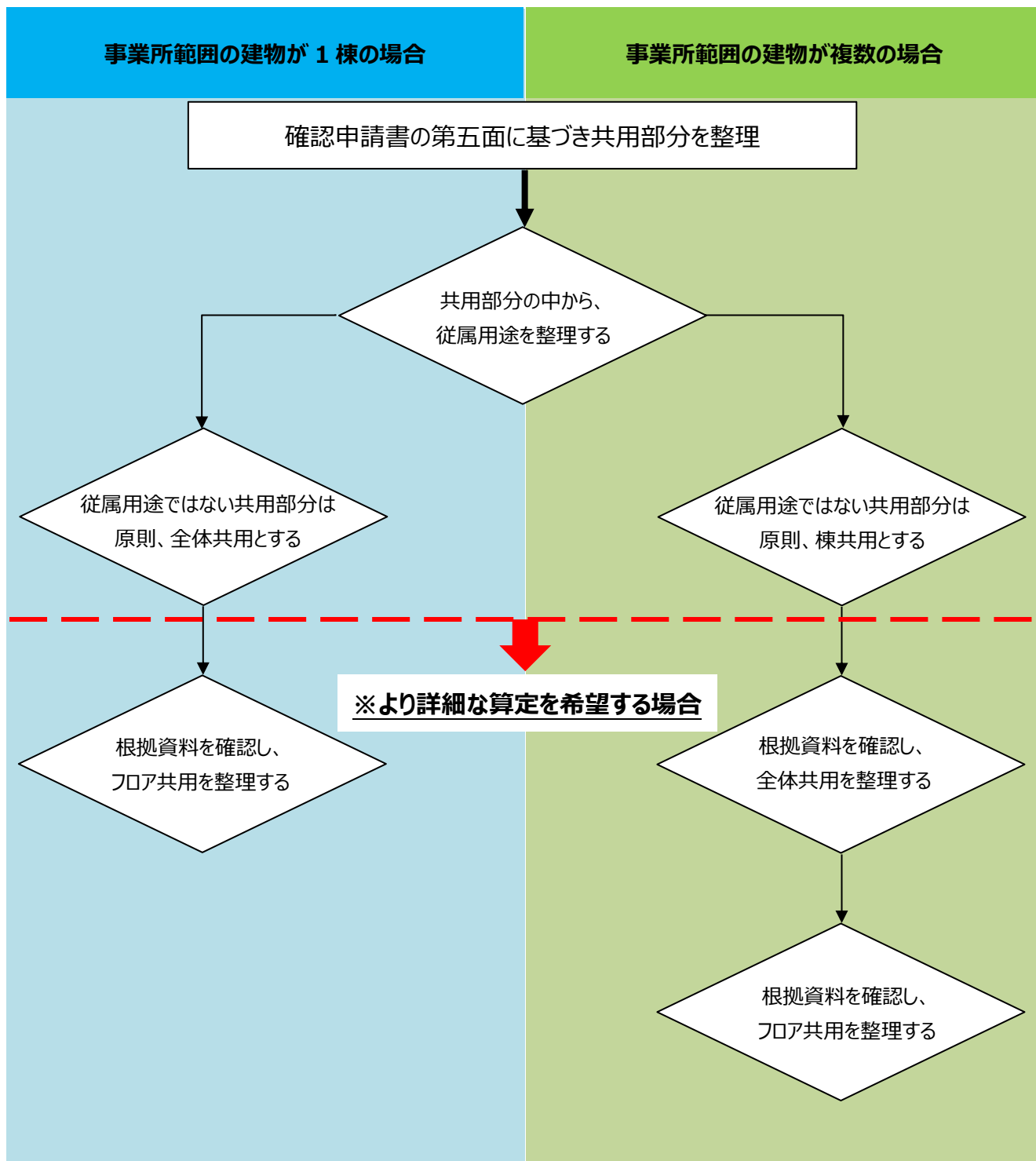
上記以外にも別途資料の御提出をお願いする場合があります。

参考 「共用部分の取り扱い」

共用部分の面積は、駐車場を除く共用部分以外の用途ごとの面積比率で按分して、それぞれの用途に割り振ります。ただし、共用部分であっても特定の用途にのみに使用されることが明らかな場合は、按分せずに当該用途に従属するものとして取り扱います。

共用部の種類	概要	従属、按分方法	事業所範囲
従属用途	「従属用途」とは、特定の用途のみで使用している共用部分を指します。	特定の用途で使用している共用部分は、該当する用途の面積に含めます。 例) 飲食店（商業用途）専用で使用している空調機械室等	1 棟 - 複数
全体共用	「全体共用」とは、事業所全体で使用している共用部分を指します。 <u>原則、事業所範囲の建物が 1 棟の場合、共用部分は全体共用として按分します。</u> ※事業所範囲に建物が複数ある場合、事業所全体で使用している共用部分を全体共用とすることができます（必要に応じて根拠資料を提出していただきます）。	事業所全体の駐車場を除く各用途の面積比率に応じて按分します。 例) エントランス、熱源機械室、電気室等	1 棟 - 複数
棟共用	「棟共用」とは、事業所範囲に建物が複数ある場合、特定の建物で使用している共用部分を指します。 <u>原則、事業所範囲の建物が複数の場合、共用部分は棟共用として按分します。</u>	特定の建物の駐車場を除く用途ごとの面積比率に応じて按分します。 例) 事業所範囲に建物 A、建物 B がある場合、建物 A のみで使用している空調機械室、電気室等	複数
フロア共用	「フロア共用」とは、特定のフロアで使用している共用部分を指します。 - 原則、上段の方法により共用部分を従属、按分しますが、特定のフロアで使用している共用部分がある場合は「フロア共用」として按分することができます（必要に応じて根拠資料を提出していただきます）。	特定のフロアの駐車場を除く各用途の面積比率に応じて按分します。 例) 特定のフロアで使用している、空調機械室等	1 棟 - 複数

共用部分の判別フロー



共用部分の按分例

原則、確認申請書の記載をもとに専有部及び共用部分の面積を整理します。専有部については各用途別に面積を整理します。共用部分については原則「全体共用」、「棟共用」（事業所範囲に建物が複数ある場合）に整理します。下記に按分例を記載いたします。

（按分例１）

【事業所の条件】

事業所範囲：建物が１棟

専有部：事務所、商業、食品関係、駐車場

共用部：全体共用

【ステップ１】専有部、共用部分の整理

建物名	階	用途別面積（㎡）				共用部分（㎡）
		事務所	商業	食品関係	駐車場	全体共用
建物 A	3 階	1,000				1,000
	2 階	1,000				1,000
	1 階	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

【ステップ２】食品関係の面積を商業の面積に合算

建物名	階	用途別面積（㎡）				共用部分（㎡）
		事務所	商業	食品関係	駐車場	全体共用
建物 A	3 階	1,000				1,000
	2 階	1,000				1,000
	1 階	1,000	2,000		1,000	1,000

※食品関係、データセンター、理系大学、冷蔵倉庫の面積は、原則として本来の用途の面積に含めます。

【ステップ３】全体共用を按分

駐車場を除く用途ごとの面積比率で按分

建物名	階	用途別面積（㎡）				共用部分（㎡）
		事務所	商業	食品関係	駐車場	全体共用
建物 A	合計	3,000	2,000	1,000	1,000	3,000



按分後

事務所の按分後面積：4,800㎡

= 事務所面積：3,000㎡ + 全体共用：3,000㎡ ×

（事務所面積：3,000㎡ / 駐車場を除く用途の合計面積 5,000㎡）

建物名	用途別面積（㎡）		
	事務所	商業	駐車場
建物 A	4,800	3,200	1,000

【ステップ４】食品関係の面積を追加

建物名	用途別面積（㎡）			
	事務所	商業	食品関係	駐車場
建物 A	4,800	2,200	1,000	1,000

※按分後に食品関係の面積を商業用途の面積から取り出します。

データセンター、理系大学、冷蔵倉庫も同様にそれぞれ「情報通信」、「教育」、「物流」から取り出します。

(按分例2)

【事業所の条件】

事業所範囲：建物が2棟

専有部：事務所、商業、駐車場

共用部：棟共用、全体共用、フロア共用

【ステップ1】専有部、共用部分の整理

建物名	階	用途別面積 (m ²)			共用部分 (m ²)		
		事務所	商業	駐車場	棟共用	フロア共用	全体共用
建物 A	3 階	1,000					1,000
	2 階	1,000			1,000		
	1 階	1,000	1,000	1,000		1,000	
建物 B	3 階	2,000					1,000
	2 階	2,000			1,000		
	1 階	2,000	2,000	2,000	1,000		

【ステップ2】フロア共用を按分（フロア共用の算定を希望した場合）

フロアの駐車場を除く用途ごとの面積比率で按分

建物名	階	用途別面積 (m ²)			共用部分 (m ²)		
		事務所	商業	駐車場	棟共用	フロア共用	全体共用
建物 A	3 階	1,000					1,000
	2 階	1,000			1,000		
	1 階	1,000	1,000	1,000		1,000	



按分後

建物名	階	用途別面積 (m ²)			共用部分 (m ²)	
		事務所	商業	駐車場	棟共用	全体共用
建物 A	1 階	1,500	1,500	1,000		

【ステップ3】棟共用を按分

建物別に駐車場を除く用途ごとの面積比率で按分

建物名	階	用途別面積 (m ²)			共用部分 (m ²)	
		事務所	商業	駐車場	棟共用	全体共用
建物 A	3 階	1,000				1,000
	2 階	1,000			1,000	
	1 階	1,500	1,500	1,000		
	合計	3,500	1,500	1,000	1,000	1,000
建物 B	3 階	2,000				1,000
	2 階	2,000			1,000	
	1 階	2,000	2,000	2,000	1,000	
	合計	6,000	2,000	2,000	2,000	1,000



按分後

建物名	用途別面積 (m ²)			共用部分 (m ²)
	事務所	商業	駐車場	全体共用
建物 A	4,200	1,800	1,000	1,000
建物 B	7,500	2,500	2,000	1,000

【ステップ4】全体共用を按分（全体共用の算定を希望した場合）
 駐車場を除く用途ごとの面積比率で按分

建物名	用途別面積（m ² ）			共用部分（m ² ）
	事務所	商業	駐車場	全体共用
建物 A	4,200	1,800	1,000	1,000
建物 B	7,500	2,500	2,000	1,000
事業所全体	11,700	4,300	← 3,000	2,000



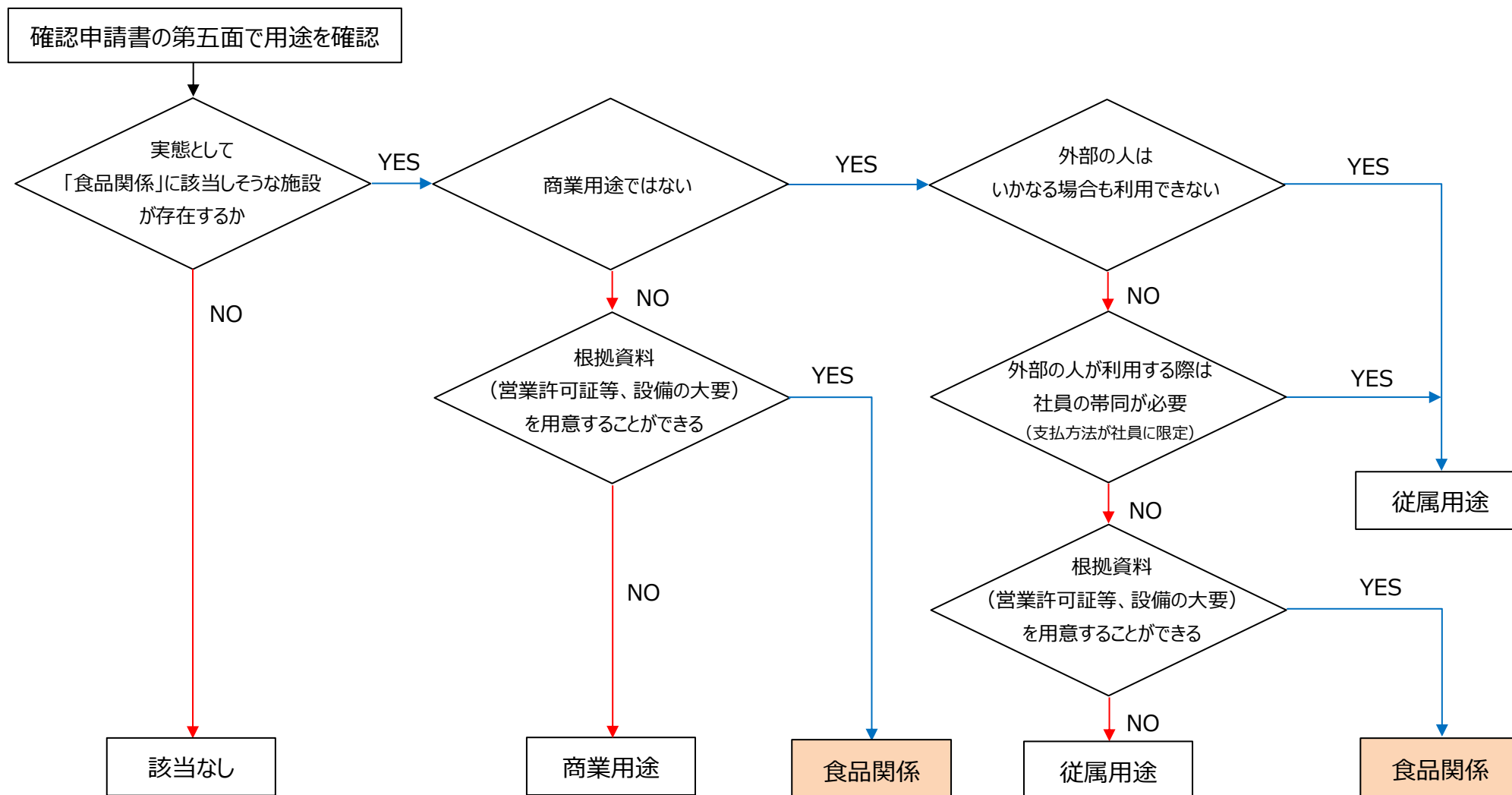
按分後

建物名	用途別面積（m ² ）		
	事務所	商業	駐車場
事業所全体	13162.5	4,837.5	3,000

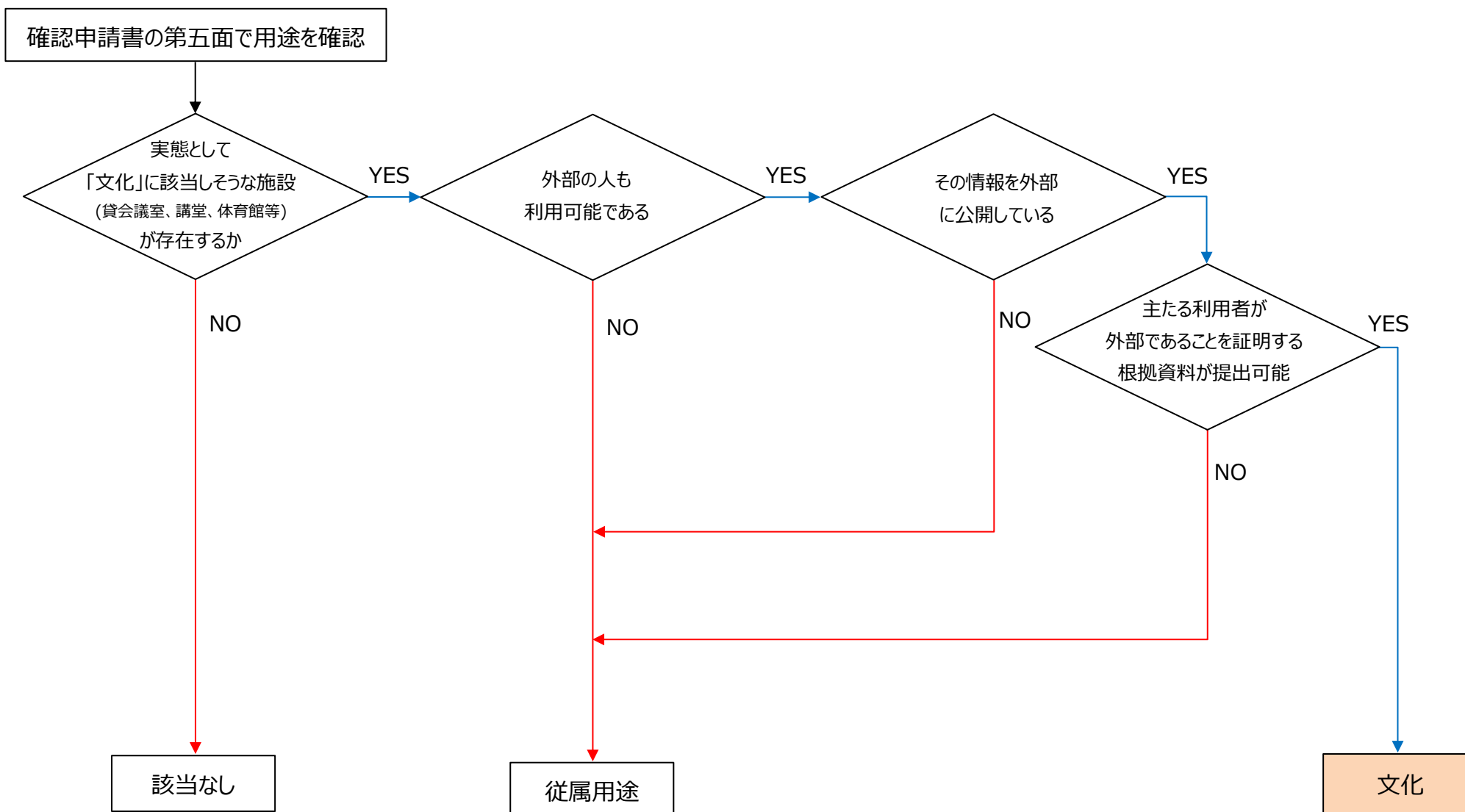
参考 用途区分の判断

建物内の床面積の用途区分は、原則として、建築確認において申請された用途区分とします。ただし、確認申請の用途と実態が異なる場合は、実態により用途の判断を行います。例として「食品関係」及び「文化」用途として算定する場合の判断基準を下記に記載します。

（例１）「食品関係」として算定する場合の判断基準（事例：事務所内の社員食堂等）



(例2)「文化」として算定する場合の判断基準（事例：事務所内の貸会議室、大学構内の講堂・体育館等）



お問合せ先

総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438

E-Mail : ondanka31@ml.metro.tokyo.jp